

東京における家内労働の概況

平成24年4月現在

東京労働局労働基準部賃金課

1 概況 (別表1)

東京都内における家内労働者は、平成23年10月1日現在6,868人、補助者は458人で、これらを合計した家内労働従事者は7,326人、委託者数は854となっている。

家内労働者の業種別内訳を多い順にみると、日用雑貨、玩具、装身具、造花等を製造する「その他(雑貨等)」が2,364人、男子・婦人服等を製造する「繊維工業」が1,479人、「印刷・同関連業及び出版産業」が708人、「皮革製品製造業」が585人、通信機、音響機器部品等を製造する「電子部品・デバイス製造業」、「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」の合計が、582人となっており、これらで全体の83.3%を占めている。

参考：全国計(平成23年10月1日現在)

家内労働従事者 133,264人、(うち補助者4,555人)

委託者数 9,862

2 東京地方労働審議会

東京地方労働審議会は労働行政全般を審議する機関であり、最低工賃の決定及びその改正決定については家内労働法第21条に基づき、同審議会に最低工賃専門部会を設置し、審議を付託することになる。専門部会の委員は9名(公益代表委員、家内労働者代表委員、委託者代表委員各3名)で構成される。

また、同審議会には、常設の家内労働部会が設置されており、最低工賃以外の家内労働に関する重要事項については、同部会で審議される。委員の構成は最低工賃専門部会と同様である。

最低工賃専門部会においては、平成22年度に「革靴製造業最低工賃」の改正審議を行った。

家内労働部会においては、平成21年度「電気機械器具製造業最低工賃」について、平成23年度「婦人既製洋服製造業最低工賃」についてそれぞれ改正諮問見送り審議を行った。

3 最低工賃(別表2～5)

家内労働法第8条は、工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため、必要があるときは労働局長が最低工賃を決定することができるとしている。

現在、東京都内の家内労働者に適用される最低工賃は、「電気機械器具製造業」、「婦人既製洋服製造業」及び「革靴製造業」の3業種について決定されている。

また、家内労働法第10条において、労働局長は最低工賃の改正・廃止ができることとされており、昭和58年度から「最低工賃新設・改正計画」を策定し、計画的な改正を行っている。

現在の最低工賃の決定状況は別表2、各最低工賃額は別表3から別表5のとおりである。

平成24年度は電気機械器具製造業最低工賃の改正が計画されている。

4 広報活動の実施状況

(1) リーフレット等の配布

東京都及び区市町村関係部局の行政機関、主要な委託者団体、家内労働団体等に対し、家内労働関係リーフレット等の配布依頼を行っている。

また、平成23年度には当局において家内労働法の概要についてのパンフレットを新たに作成し、同様に配布した。

(2) ホームページの活用

東京労働局ホームページに家内労働のあらましの他、家内労働関係情報の掲載を行っている。

5 労災保険特別加入（別表6～8）

労働者災害補償保険法第33条第1項第5号に基づく同法施行規則第46条の18第3号の特定作業を行う家内労働者及び補助者は、希望により労災保険に特別加入することができる。

この制度について家内労働者及び委託者に周知を図り、加入促進に努めている。

平成23年7月末現在における特別加入者数は、有機溶剤を使用する家内労働従事者5団体132人、プレスなどを使用する家内労働従事者12団体113人、合計17団体245人となっている（別表6、別表7）。

平成23年12月末現在における特別加入家内労働従事者の災害発生状況を見ると、休業を要した災害は23年6件（前年比－2件）であり、不休災害を含めた災害は23年は12件（前年比＋0件）であった（別表8）。

6 安全及び衛生に関する指導状況

(1) 家内労働安全衛生指導員の活動状況（別表9）

家内労働者の安全の確保、健康の保持及び就業条件の改善について指導を行うため、家内労働安全衛生指導員制度が設けられており、当局においては家内労働者が比較的多く存在する3署（上野、大田、向島の各署）に各1名の指導員を委嘱配置している。

平成23年度においては、これらの指導員により85件の委託者を臨検

し、実際に委託を行っていた39件のうち改善すべき点が認められた30件（別表9）に対し指導を行った。主な指導内容は、委託状況届の提出、家内労働手帳の交付・記入であった。

（2）家内労働者健康相談事業の実施状況等 （別表10）

有機溶剤中毒予防対策として、昭和56年度から有機溶剤を使用する家内労働者に対し無料特殊健康診断を実施してきたが、年々受診者が逡減し20名を下回る状況が続いていたところ、平成17年度から費用の一部が自己負担となったこともあり、受診希望者がいないという状況となったため、当局においては18年度以降実施していない。

なお、平成19年度末をもって厚生労働省の特殊健康診断事業は事業廃止となり、それに代わる事業として平成20年度より家内労働者に対する産業医等による健康相談事業が特定の労働局で実施されることとなった。

当局では、産業医による講演と個別相談を実施し、平成21年度においては23名、平成22年度においては27名の参加があった。

23年度は実施対象局に該当しなかったが、24年度は実施の予定である。

別表 1

家 内 労 働 の 概 況

平成23年10月1日現在

業 種 区 分 (日本標準産業分類中分類)	委託者	家内労働者	補助者
食料品製造業 E9, 10	1	53	7
繊維工業 E11	231	1,479	42
パルプ・紙・紙加工品製造業 E14	74	338	0
印刷・同関連及び出版産業 E15, G41	132	708	26
ゴム製品製造業 E19	36	245	17
皮革製品製造業 E20	135	585	192
金属製品製造業 E24	34	187	23
電子部品・デバイス製造業 E28	12	197	5
電気機械器具製造業 E29	36	364	12
情報通信機械器具製造業 E30	3	21	1
機械器具等製造業 E16, 22, 23, 25, 26, 27, 31	32	327	5
その他(雑貨等) E18, 32	128	2,364	128
平成23年度計	854	6,868	458
平成22年度計	923	7,409	498
平成21年度計	1,062	8,520	593
平成20年度計	1,215	11,263	723
平成19年度計	1,250	11,852	764
平成18年度計	1,446	12,923	807

家内労働概況調査の数値による

最低工賃決定状況一覧

平成24年4月現在

項目 業種	発効年月日	適用委託者	適用家内労働者 (人)
東京都電気機械器具製造業	平成19年2月10日	73	1,350
東京都婦人既製洋服製造業	平成21年4月1日	222	888
東京都革靴製造業	平成23年4月10日	126	347

(注)適用委託者及び適用家内労働者は改正決定時のものである。

別表 3

東京都電気機械器具製造業最低工賃

諮問年月日	平成18年7月25日	専断年月日	平成18年12月7日	答申年月日	平成18年12月7日
公 示 年 月 日	平成19年1月11日	発 効 年 月 日	平成19年2月10日		
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者				1,350人
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者				73
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ金額欄に掲げる金額				
品 目	工 程	規 格	金 額		
電気部品(プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき 1円05銭		
プリント基板	部品の差し		1個につき 1円25銭		
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき 2円30銭		
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき 5円95銭		
	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき 2円50銭		
		足の本数が30本以上のもの	1個につき 3円20銭		
	マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	テープの幅6ミリメートル以下、長さ30ミリメートル以上70ミリメートル以下について行うもの	1カ所につき 85銭		
コネクタ	差し(リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)		1端子につき 75銭		
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1カ所につき 2円95銭		
	チューブ挿入(端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき 1円15銭		
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき 1円00銭		

東京都婦人既製洋服製造業最低工賃

諮問年月日	平成20年10月1日	専結年月日	平成21年2月4日	答申年月日	平成21年2月4日
公 示 年 月 日	平成21年3月2日	発 効 年 月 日	平成21年4月1日		
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまとめの業務に従事する家内労働者				888人
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者				222
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額	次の表の左欄に掲げる品目欄及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額				
工 程	規 格		金 額		
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上		1か所につき	13円	
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上		10センチメートルにつき	15円	
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上		20センチメートルにつき	16円	
スナップ付け	1センチメートル型		1組につき	17円	
かぎホック付け	ウエスト用、前かん		1組につき	22円	
	ウエスト用以外、小、2つ穴		1組につき	19円	
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき	根巻き2～3回	1個につき	8円	
		根巻き4回以上	1個につき	10円	
	20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき	根巻き2～3回	1個につき	9円	
		根巻き4回以上	1個につき	11円	
	2つ穴、カボタンつき		1個につき	14円	
鎖系ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル		1か所につき	8円	
	糸ループの長さ5センチメートル		1か所につき	12円	
ベント止め又はプリーツつけ	×印しつけ止め		1か所につき	9円	
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上		10センチメートルにつき	16円	
そで口裏まつり			10センチメートルにつき	15円	
ファスナー裏まつり			10センチメートルにつき	15円	
襟付けまつり			10センチメートルにつき	14円	
ウエスト裏まつり			20センチメートルにつき	18円	
肩パット付け	内パット		1組(1着分)につき	42円	
	外パット		1組(1着分)につき	40円	
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め		1着分につき	48円	
襟 付 け	襟カバーまつり、かんぬき止め		1枚につき	24円	
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの		1個につき	12円	

別表 5

東京都革靴製造業最低工賃

諮問年月日	平成22年10月1日	専結年月日	平成23年2月9日	答申年月日	平成23年2月9日		
公 示 年 月 日	平成23年3月11日		発 効 年 月 日	平成23年4月10日			
1 適用する 家内労働者	東京都の区域内で革靴製造業に係る業務に従事する家内労働者				347人		
2 適用する委託者	前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者				126		
3 第1号の家内労働者に係る最低工賃 額	次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき金 額欄に掲げる金額						
業務	品 目		規 格		工 程 (下記の工程すべてを行う場合)	金額	
			革の種類	型及びデザイン			
製 甲	紳 士 靴		牛革の銀付き又は ガラス張り	裏 付 き、外 羽 根、無 飾 り 及 び ひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、かかと部の縫いまと め、裏張り並びに縁ミシン掛け	622円	
	婦 人	パンプス		裏付き、無飾り 及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、えぐり折り込み部への 補強テープの挿入、かかと部の縫 いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛 け	548円	
		ショートブーツ		裏付き、ファス ナー付き、はぎ 付き(2か所に行 うものに限 る。)及びヒール 付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、上縁の折り込み部へ の補強テープの挿入、ファスナー 付け、かかと部の縫いまとめ、裏 張り並びに縁ミシン掛け	981円	
	靴	サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、 前あき、ふち折 り、バックバンド 及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、裏付け、縁ミシン掛 け、さらい、バンド穴あけ並びに美 錠付け	472円	
底 付 け (セメン テッド 方式に よるものに限る。)	紳 士 靴		牛革の銀付き又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャン ク又は中しん入れ、本底張付け	528円	
	婦 人	パンプス		裏付き及びヒー ル付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャン ク又は中しん入れ、本底張付け並 びにヒール付け	585円	
				裏付き、ヒール 付き及びストム 付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャン ク又は中しん入れ、本底張付け並 びにヒール付け	677円	
		ショートブーツ		裏付き及びヒー ル付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャン ク又は中しん入れ、本底張付け並 びにヒール付け	848円	
	靴	サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒー ル付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本 底張付け及びヒール付け	472円	

労災保険特別加入状況

平成23年7月31日現在

項 目	加 入 状 況	
	加入者数(人)	加入団体数
有機溶剤を使用する作業	1 3 2 (うち新規 1)	5
プレス機械 旋盤等を使用する作業	1 1 3 (うち新規 1)	1 2
2 3 年 計	2 4 5	1 7
2 2 年 計	2 7 6	1 7
2 1 年 計	3 0 1	1 7
2 0 年 計	3 4 7	1 7
1 9 年 計	3 7 9	1 7
1 8 年 計	4 0 8	1 7
1 7 年 計	4 4 3	1 7
1 6 年 計	4 6 8	1 7
1 5 年 計	4 9 0	1 6

別表 7

家内労働者に係る労災保険特別加入団体名簿

平成23年7月31日現在

番号	署	保険番号	団体名	加入者数	作 業 の 種 類
1	上野	13103 250041	東京サンダル工組合	27	有機溶剤を使用する革製履物等の製造加工
2	上野	13103 250340	東京靴工東部労災組合	25	有機溶剤を使用する革製履物等の製造加工
3	上野	13103 250354	東京サンダル製靴労災組合	1	裁断機を使用する皮革の裁断
4	上野	13103 250409	地場産業従事者組合	5	裁断機を使用する皮革の裁断
5	上野	13103 250433	東京皮革裁断工組合	3	裁断機を使用する皮革の裁断
6	上野	13103 250528	東京靴工連合労災組合	30	有機溶剤を使用する革製履物等の製造加工
7	上野	13103 250529	東京靴工北部労災組合	29	有機溶剤を使用する革製履物等の製造加工
8	品川	13105 942488-002	中小家内工業協力会	9	プレス機械等を使用する金属、合成樹脂加工
9	大田	13106 945438	大田区プレス 家内労働協力工場会	4	プレス機械等を使用する金属加工
10	大田	13106 945608	雪谷家内労働組合	20	フライス旋盤等を使用する金属製品の製造加工
11	足立	13111 250180	東京都皮革関連産業 家内労働者組合	21	有機溶剤を使用する革製履物等の製造加工
12	足立	13111 960258	荒川青色申告会 金属加工業組合	8	プレス機械等を使用する金属製品の製造加工
13	足立	13111 960468-001	東商連荒川民主商工会 荒川労働福祉協同組合	2	プレス機械等を使用する金属製品の製造加工
14	足立	13111 960558-002	足立下請加工業者育成協会	3	プレス機械等を使用する金属製品の製造加工
15	向島	13112 962328	葛飾民主商工会 家内労働部会	4	プレス機械等を使用する金属製品の製造加工
16	向島	13112 962338	東京金属プレス工業協同組合 家内労働者部会	12	プレス機械等を使用する金属製品の製造加工
17	向島	13112 962348-001	東京社会労働保険協議会 家内労働部会	42	プレス機械、シャー等を使用する金属加工

労災保険特別加入家内労働者の災害発生状況

(1) 休業日数別件数

年	4～10日	11～20日	21～30日	31～40日	41～50日	51～60日	61～70日	71～80日	81～90日	91～100日	101日以上	計
19年	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	4
20年	0	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0	5
21年	0	1	3	0	0	1	0	0	0	0	1	6
22年	0	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	8
23年	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	2	6

(2) 傷病部位別件数

年	傷病部位	目	頭部・顔面 頸部	胸部・腹部 臓器	せき柱 腰部等	上 肢		下 肢		その他※	計
						手 指	手 指以外	足 指	足 指以外		
19年		0	0	2	4	4	1	0	2	0	13
20年		2	0	0	0	5	3	0	3	1	14
21年		2	0	0	2	9	0	0	2	0	15
22年		1	1	0	4	5	1	0	0	0	12
23年		1	0	0	2	5	1	0	1	2	12

※その他は複合部位も含む

(3) 障害件数

等級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	計
内容	(例) 示指を含む 3指の用廃	(例) 母指を含む 2指の用廃	(例) 示指の亡失 母指の用廃	(例) 中指及び環指 の用廃	(例) 中指又は環指の用廃 が頑固な神経症状	(例) 小指の亡失	(例) 小指の用廃 神経症状	計
19年	0	0	0	0	0	0	0	0
20年	0	0	0	1	0	0	0	1
21年	0	0	0	0	0	0	0	0
22年	0	0	0	0	0	0	1	1
23年	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 各年の件数は、その年（1月～12月）に発生した労災件数である。

(4) 性別、年齢別災害発生状況（平成23年1月～平成23年12月）

	50歳以下	51～55	56～60	61～65	66～70	71歳以上	計
男	2	0	0	2	2	3	9
女	0	0	0	1	0	2	3
計	2	0	0	3	2	5	12

(5) 事故の型別、委託業務別災害発生状況（平成23年1月～平成23年12月）

事故の型 委託業務	金 属 加 工	皮 革 製 品					合 計
			製甲	底付	裁断	その他	
墜落・転落	0	0					0
転倒	1	0					1
激突	0	0					0
飛来・落下	1	0					1
倒壊・崩壊	0	0					0
激突され	0	0					0
はさまれ巻き込まれ	1	3	2	1			4
切れこすれ	1	1		1			2
踏み抜き	0	0					0
高、低温物との接触	0	0					0
有害物等との接触	0	0					0
感電	0	0					0
爆発	0	0					0
火災	0	0					0
動作の反動	2	2		2			4
その他	0	0					0
分類不能	0	0					0
合 計	6	6	2	4	0	0	12

（皮革製品の「その他」には不明も含む）

※（4）、（5）ともに、新規労災請求に対し、平成23年に支給を行った件数である。

家内労働安全衛生指導員指導結果(平成23年度)

	実施件数	指導委託者数	指導					件数			
			家内労働手帳(3条)	工資支払(5条)	最低工資(14条)	委託状況届(26条)	帳簿備付け(27条)	安全衛生(17条)			
繊維工業 (E11)	10	7	2	1	0	7	2	0			
パルプ・紙・紙加工品製造業 (E14)	4	4	1	0	0	4	1	0			
印刷・同関連業 (E15)	1	1	0	0	0	1	0	0			
プラスチック製品製造業 (E18)	6	6	0	0	0	6	0	0			
ゴム製品製造業 (E19)	2	1	1	0	0	1	0	0			
なめし革・同製品・毛皮製造業 (E20)	1	0	0	0	0	0	0	0			
金属製品製造業 (E24)	1	1	0	0	0	1	0	0			
業務用機械器具製造業 (E27)	1	1	0	0	0	1	0	0			
電子部品・デバイス・電子回路製造業 (E28)	1	0	0	0	0	0	0	0			
電気機械器具製造業 (E29)	5	3	0	0	0	3	0	0			
情報通信機械器具製造業 (E30)	0	0	0	0	0	0	0	0			
輸送用機械器具製造業 (E31)	1	0	0	0	0	0	0	0			
その他の製造業 (E32)	6	6	2	0	0	6	1	0			
その他の事業	0	0	0	0	0	0	0	0			
移転・廃止等	46	0	0	0	0	0	0	0			
合 計	85	30	6	1	0	30	4	0			

※ 実施件数とは、指導を実施した事業場数である。
 ※ 指導件数とは、該当項目に違反があり改善を指導した件数である。
 ※ 「移転・廃止等」には、事業活動は行っていないも家内労働の委託を廃止した事業場を含む。

家内労働者の特殊健康診断、健康相談事業実施状況

管理区分 年度	健康診断実施人員			管理 A			管理 A T			管理 B			管理 B T			管理 C		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
14年度	19	8	27	12	6	18	6	1	7	1	0	1	0	1	1	0	0	0
15年度	11	8	19	5	2	7	6	6	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16年度	13	2	15	13	2	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17年度	健診費用が一部有料化となったこともあり、健診希望者が少なかったため実施せず。																	
18年度	実施せず。																	
19年度	実施せず。																	
20年度	特殊健康診断事業は廃止となり、特定の労働局で健康相談事業を実施することとなった。(当局は該当せず。)																	
21年度	家内労働者健康相談事業を実施。参加者数23名(内個別相談3名)																	
22年度	家内労働者健康相談事業を実施。参加者数27名(内個別相談5名)																	
23年度	(当局は該当せず。)																	

※ 管理区分

A; 健康診断結果、対象物質による異常が認められない者

B; 健康診断結果、対象物質による異常が若しくはその疑いのある異常が認められる者
(対象業務への就業制限または引き続いて検査を必要とする)C; 健康診断結果、対象物質による中等等の疾病にかかっている者
(対象業務への就業制限及び治療を必要とする)T; 健康診断結果、対象業務以外の原因による疾病にかかっているか異常が認められる者
(医療その他の健康管理を必要とする)



東 労 基 発 第 83 号

平成 24 年 4 月 13 日

各 労働基準監督署(支署) 長 殿

東京労働局労働基準部長
(公印省略)

家内労働に係る安全衛生対策の推進について

産業構造の変化等により家内労働を取り巻く環境は大きく変化し、委託者・家内労働者ともに減少の一途をたどっているが、なお当局管内においては家内労働法の適用を受ける委託者が 1,000 営業所、家内労働に従事する者は補助者を含め 8,000 人に及ぶところであり、これら家内労働に係る安全衛生対策については、監督指導の実施あるいは家内労働安全衛生指導員による実地指導等によりその推進を図ってきたところである。しかし、家内労働者に係る労災保険特別加入者は 300 人弱であるところ、毎年 10 件を超える新規の保険給付請求があり、その中には障害請求や 100 日を超える休業請求も含まれる。労働基準行政に対する需要が多方面に拡大するなか、これらの災害の再発を防止し、安全衛生水準の一層の向上を図るためには、従来にも増して家内労働安全衛生指導員の活用等による効果的・効率的行政の推進が必要となることから、下記のとおり家内労働における安全衛生対策の整備を図ることとしたので的確な取組を期されたい。

記

1 委託者又は家内労働者からの情報を端緒とする取組

- (1) 家内労働死傷病届又は委託者から家内労働者に係る災害が発生した旨の報告があった場合には、災害発生状況等から家内労働法第 17 条第

1 項の違反が疑われる場合には、監督を行うこと。その余の事案については、災害の発生状況等を勘案し、必要に応じ家内労働安全衛生指導員に実地指導を行うよう指示すること。

実地指導を要する場合で家内労働安全衛生指導員が配置されていない署は、事案の概要を局賃金課に報告すること。

- (2) 家内労働者から委託業務遂行中に被災した旨の情報があつた場合も
(1) 同様に措置すること。

2 労災保険特別加入に係る保険給付請求を端緒とする取組

- (1) 家内労働者に係る労災保険特別加入団体（労働保険事務組合）を所轄する署（上野、品川、大田、足立、向島）における取組

ア 労災保険部署において特別加入家内労働者に係る保険給付請求書を受理した場合には、当該保険給付請求書（写）を監督部署に回付すること。

イ 監督部署においては、回付された保険給付請求書（写）の災害発生状況から家内労働法第 17 条第 1 項の違反が疑われる場合には、被災者の作業場所に対し監督を行うこと。その余の事案については、災害の発生状況等を勘案し、必要に応じ家内労働安全衛生指導員に当該情報に基づく実地指導を行うよう指示すること。

なお、被災者の作業場所が他署管内である場合及び署に家内労働安全衛生指導員が配置されていない場合には、監督及び実地指導を行うことなく、当該保険給付請求書（写）を局賃金課に送付すること。

ウ イの臨検監督により家内労働法第 17 条第 1 項の違反が特定された場合には、当該業務を委託した委託者に対し監督を実施すること。

なお、当該委託者が他署管内に所在している場合には、委託者に対する監督を行うことなく、イの監督復命書（写）を局賃金課に送付すること。

エ イの家内労働安全衛生指導員による実地指導が行われた場合であつて、実地指導の結果、家内労働法第 17 条第 1 項に違反していることが明らかとなった場合には、家内労働安全衛生指導員はその事実を速やかに署長に報告すること。報告を受けた署長は、報告された内容から必要に応じて委託者に対する監督を実施すること。その他、家内労働死傷病届が提出されていないなど委託者に対する指導を要すると判断される場合には、引き続き委託者に対して家内労働安全衛生指導員による実地指導を行わせること。

なお、当該委託者が他署管内に所在している場合には、委託者に対

する監督及び実地指導を行うことなく、災害発生場所に係る監督復命書（写）又は家内労働安全衛生チェックリスト（写）を局賃金課に送付すること。

（２）局及び前記（１）以外の署における取組

ア 局においては、前記（１）により委託者又は家内労働者の作業場所が他署管内である場合、家内労働安全衛生指導員が配置されていないことにより実地指導を行うことができない場合等であって、当該報告を受けた場合には、管轄署あるいは家内労働安全衛生指導員が配置されている署に関係資料を送付する。

イ 局から当該資料の送付を受けた署は、前記（１）に準じて監督あるいは家内労働安全衛生指導員に対し実地指導を行うよう指示する。

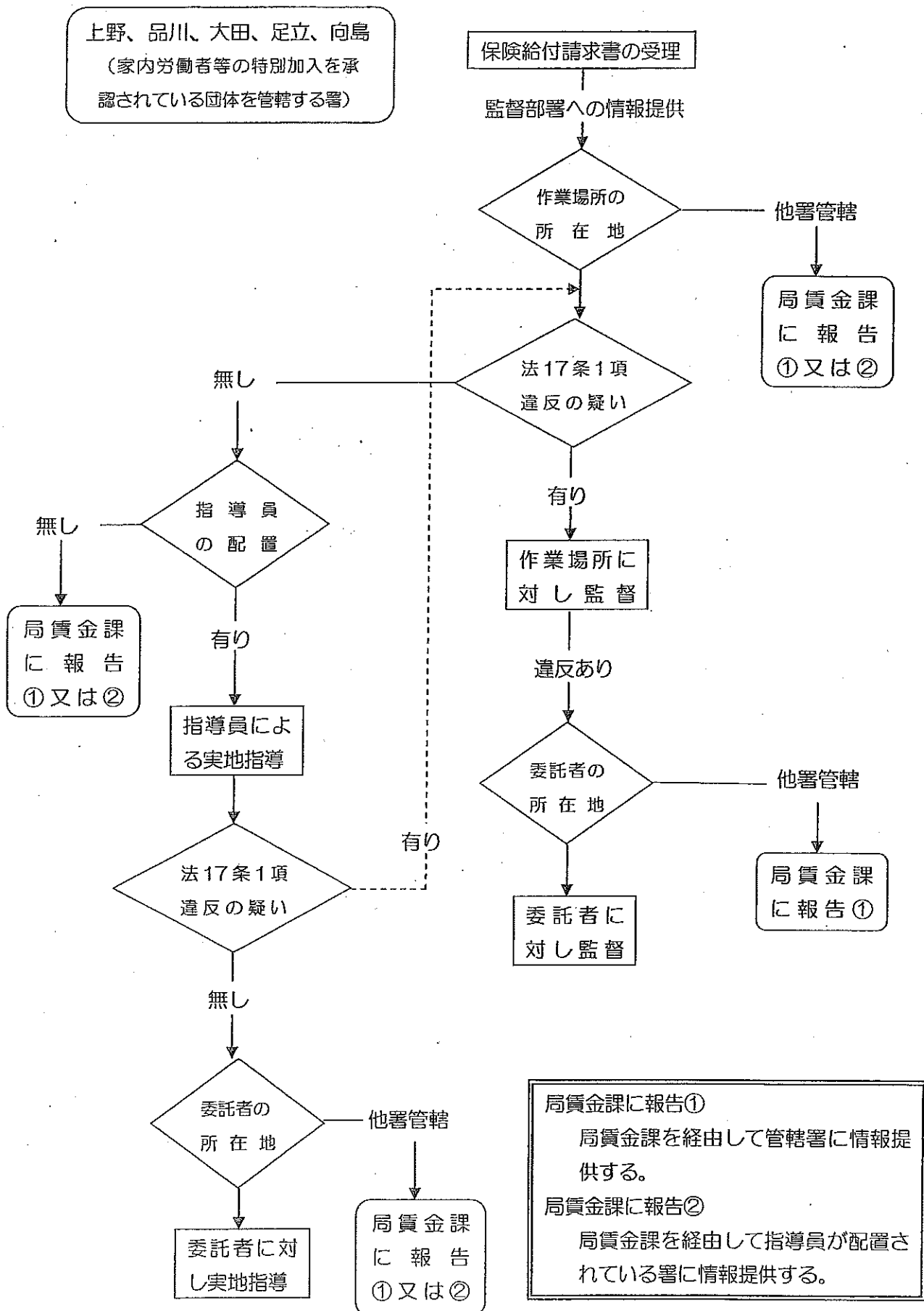
（３）その他

ア 家内労働安全衛生指導員を配置している署に限られていることから、局は家内労働安全衛生指導員の配置状況を勘案し、管轄外にある委託者又は災害が発生した作業場所に係る前記（２）アに係る関係資料を送付する場合があること。この場合、資料の送付を受けた署長は、署の管轄外であっても当該委託者又は災害が発生した作業場所に対する前記（２）イによる実地指導を指示すること。

なお、この場合、家内労働安全衛生指導員に実地指導を指示した署においては、必要に応じて指導先の委託者又は災害発生作業場所を管轄する関係署との連絡調整を行うこと。

イ 前記（１）エの家内労働安全衛生指導員から署長への報告は、家内労働安全衛生指導員指導要領に基づく指導結果報告の規定にかかわらず、事実を確認した後速やかに行うよう指示すること。

家内労働に係る安全衛生対策の概念図



平成 24 年度家内労働概況調査結果概要

厚生労働省では、家内労働の概況を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、毎年 10 月に全国的な調査を実施しています。

平成 24 年の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者（第 1 表）

平成 24 年 10 月 1 日現在、家内労働に従事する者の総数は 128,701 人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で物品の製造加工等に従事している家内労働者は 124,433 人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は 4,268 人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移（第 1 表）

家内労働法が制定された昭和 45 年以降の家内労働者数の推移をみると、昭和 48 年の 1,844,400 人をピークとして、その後減少が続いています。

平成 24 年は、前年に比べ 3.3% 減少し、124,433 人でした。

(2) 男女別（第 1 表）

家内労働者を男女別にみると、男性が 12,202 人であるのに対し、女性は 112,231 人と全体の 90.2% を占めています。

(3) 類型別（第 1 表）

家内労働者を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が 118,033 人で全体の 94.9% と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は 5,601 人（4.5%）、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する副業的家内労働者は 799 人（0.6%）となっています。

(4) 業種別（第 2 表）

家内労働者を業種別でみると、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が 38,265 人（30.8%）と最も多く、次いで人形、造花、漆器などの「その他（雑貨等）」が 26,067 人（20.9%）、自動車用部品カプラー差しなどの「電気機械器具製造業」が 14,706 人（11.8%）、となっており、これら 3 業種で全体の 63.4% を占めています。

(5) 都道府県別（第 3 表）

都道府県別にみると、愛知県が 9,951 人と最も多く、次いで静岡県が 9,058 人、東京都が 6,190 人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第4表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、12,914人で、家内労働従事者数に占める割合は10.0%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、9,630人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の74.6%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数（第5表）

平成24年10月1日現在の委託者数は、9,499で、その内訳をみると、製造又は販売業者が8,994、製造または販売業者から製造、加工などを請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が505となっています。

(2) 業種別（第5表）

委託者数を業種別でみると、「繊維工業」が3,874(40.8%)、「その他（雑貨等）」が1,340(14.1%)、「電気機械器具製造業」が872(9.2%)で多く、これら3業種で全体の64.1%を占めています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数（第5表）

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.1人で、業種別に見ると、「ゴム製品製造業」が23.2人と最も多く、次いで「その他（雑貨等）」が19.5人となっているのに対し、「皮革製品製造業」は8.3人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数（第5表）

委託者が多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合は、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いている場合がありますが、その数は平成24年10月1日現在442人となっています。

(2) 業種別（第5表）

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」が174人(39.4%)と最も多く、次いで「繊維工業」が152人(34.4%)、「ゴム製品製造業」が18人(4.1%)となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区分	昭和45年	48年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	23年	24年
家内労働従事者数 (対前年比率)	人 2,017,100	人 2,041,200 (0.2%)	人 1,725,700 (△ 5.9%)	人 1,415,500 (△ 1.9%)	人 1,223,200 (△ 3.2%)	人 951,800 (△ 6.0%)	人 576,701 (△ 12.3%)	人 347,084 (△ 9.2%)	人 216,625 (△ 4.4%)	人 141,131 (△ 7.1%)	人 133,264 (△ 5.6%)	人 128,701 (△ 3.4%)
家内労働者数 (対前年比率)	人 1,811,200	人 1,844,400 (0.2%)	人 1,563,700 (△ 5.5%)	人 1,313,900 (△ 2.1%)	人 1,149,000 (△ 3.2%)	人 903,400 (△ 5.7%)	人 549,585 (△ 12.3%)	人 331,831 (△ 9.1%)	人 207,142 (△ 4.2%)	人 136,289 (△ 6.1%)	人 128,709 (△ 5.6%)	人 124,433 (△ 3.3%)
性	男性	139,500 [7.7%]	136,600 [7.4%]	125,200 [8.0%]	101,900 [7.8%]	78,100 [6.8%]	58,500 [6.5%]	23,888 [7.2%]	18,758 [9.1%]	13,191 [9.7%]	12,688 [9.9%]	12,202 [9.8%]
	女性	1,671,700 [92.3%]	1,707,800 [92.6%]	1,438,500 [92.0%]	1,212,000 [92.2%]	1,070,900 [93.2%]	844,800 [93.5%]	307,943 [92.8%]	188,384 [90.9%]	123,098 [90.3%]	116,021 [90.1%]	112,231 [90.2%]
類型	専業	171,000 [9.4%]	171,000 [9.3%]	134,800 [8.6%]	101,400 [7.7%]	76,200 [6.6%]	50,400 [5.6%]	16,914 [5.1%]	10,813 [5.2%]	5,900 [4.3%]	5,692 [4.4%]	5,601 [4.5%]
	内職	1,597,200 [88.2%]	1,633,600 [88.6%]	1,393,800 [89.1%]	1,189,500 [90.5%]	1,058,500 [92.1%]	843,500 [93.4%]	311,835 [94.0%]	193,778 [93.6%]	129,577 [95.1%]	122,110 [94.9%]	118,033 [94.9%]
副業	43,000 [2.4%]	39,800 [2.2%]	35,100 [2.2%]	23,000 [1.8%]	14,300 [1.2%]	9,400 [1.0%]	4,837 [0.9%]	3,082 [0.9%]	2,551 [1.2%]	812 [0.6%]	907 [0.7%]	799 [0.6%]
補助者数	205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	4,842	4,555	4,268
委託者数	113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,447	9,862	9,499

注1: 「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2: 「」は、性及び類型別の構成比である。

注3: 昭和45年から平成2年までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第2表 業種別家内労働者数及び主な家内労働業務

業 種	平成23年	平成24年	対前年比減少率	主な家内労働業務
総数	人 128,709 100.0%	人 124,433 100.0%	% △ 3.3	
食料品製造業	3,323 2.6%	3,237 2.6%	△ 2.6	昆布巻き、くり・甘夏の皮むき、魚のうろこ取り
繊維工業	38,860 30.2%	38,265 30.8%	△ 1.5	絹糸等による服地の織上げ、ニット編立、綿・スフ織物の織布、漁網端かがり、洋服・和服縫製、タオル・ヘム加工
木材・木製品、家具・装備品製造業	1,328 1.0%	1,233 1.0%	△ 7.2	竹細工、仏壇、塗箸加工、桜皮加工、写真立て組立
紙・紙加工品製造業	7,625 5.9%	7,451 6.0%	△ 2.3	紙袋貼り、シヨップینگ袋口芯入れ・ひも付け、化粧紙包装、祝儀用品、紙箱組立、封筒のり付け
印刷・同関連及び出版業 ----- (うちワープロ作業)	3,924 3.0% ----- (1,079)	3,673 3.0% ----- (1,118)	△ 6.4 ----- 3.6	製本、ワープロ入力、ちらし袋詰め、筆耕
ゴム製品製造業	7,624 5.9%	7,280 5.9%	△ 4.5	自動車用部品バリ取り、ゴム製履物接着、ゴム製品型抜き
皮革製品製造業	2,279 1.8%	2,382 1.9%	4.5	草靴、革手袋、袋物(財布)、鞆、野球用品
窯業・土石製品製造業	1,421 1.1%	1,377 1.1%	△ 3.1	陶磁器の生地・絵付け・焼成、石膏型製造、ビーズ選別・袋詰め、セラミック製品検査・袋詰め
金属製品製造業	4,161 3.2%	3,852 3.1%	△ 7.4	洋食器研磨、作業工具・刃物研磨、金属プレス加工、金属溶接、打箔
電子部品・デバイス製造業	6,844 5.3%	6,695 5.4%	△ 2.2	電子部品組立、コンデンサ検査、光ファイバー
電気機械器具製造業	15,924 12.4%	14,706 11.8%	△ 7.6	自動車用部品カプラー差し・チューブ通し、シールド線・リード線端末加工、ワイヤーハーネス組立
情報通信機械器具製造業	1,320 1.0%	1,181 0.9%	△ 10.5	携帯電話部品組立・検査、カーナビ・ゲーム機組立
機械器具等製造業	7,425 5.8%	7,034 5.7%	△ 5.3	自動車部品組立
その他(雑貨等)	26,651 20.7%	26,067 20.9%	△ 2.2	人形、造花、漆器、眼鏡枠加工研磨・組立、雛人形、玩具、釣具、毛筆

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働 従事者数			委託者数	代理人数
	家内労働者数	補助者数			
	人	人	人		人
全	128,701	124,433	4,268	9,499	442
北	1,689	1,675	14	155	1
青	1,375	1,366	9	93	0
岩	1,681	1,678	3	133	4
宮	1,384	1,373	11	99	0
秋	2,087	2,057	30	171	0
山	2,257	2,230	27	161	1
福	2,728	2,642	86	195	2
茨	2,674	2,647	27	175	19
栃	1,018	985	33	90	4
群	2,289	2,161	128	145	20
埼	4,695	4,646	49	536	22
千	2,743	2,670	73	151	22
東	6,604	6,190	414	778	0
神	3,080	3,060	20	241	4
奈	4,230	4,022	208	273	9
新	2,484	2,410	74	253	33
富	3,123	2,957	166	191	0
石	2,549	2,434	115	198	11
福	1,979	1,950	29	203	8
山	3,833	3,796	37	324	0
長	4,013	3,679	334	336	0
岐	9,380	9,058	322	473	44
静	10,389	9,951	438	559	80
愛	3,390	3,315	75	183	6
三	3,016	2,931	85	197	6
滋	2,321	2,207	114	297	0
京	4,086	3,962	124	391	16
大	4,629	4,282	347	339	3
兵	3,852	3,690	162	252	18
奈	653	621	32	53	0
和	1,396	1,371	25	123	1
歌	1,323	1,294	29	127	1
山	4,734	4,577	157	202	0
取	2,817	2,739	78	183	45
根	1,606	1,548	58	138	0
山	873	851	22	62	25
島	1,829	1,733	96	126	27
口	2,841	2,795	46	166	0
島	915	892	23	53	1
川	3,263	3,237	26	171	1
媛	1,068	1,033	35	90	5
知	643	643	0	64	0
岡	1,940	1,897	43	145	0
賀	600	595	5	39	0
崎	985	966	19	71	3
本	1,183	1,163	20	67	0
分	454	454	0	27	0
崎					
島					
県					

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数						
	総数	性		人	類型		
		男	女		専業	内職	副業
総数	人 12,914 (919) 100.0%	2,841 (192) 22.0%	10,073 (727) 78.0%	人 10,521 (660) 81.5%	人 2,171 (188) 16.8%	人 10,521 (660) 81.5%	人 222 (71) 1.7%
プレス機、型付け機、型打ち機、シャワー、旋盤、ボール盤又はフ ライス盤を使用する作業	875 (126) 100.0%	346 (35) 39.5%	529 (91) 60.5%	272 (52) 31.1%	272 (52) 31.1%	599 (74) 68.5%	4 (0) 0.5%
有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属 を脱脂・洗浄する作業)	792 (29) 100.0%	273 (1) 34.5%	519 (28) 65.5%	139 (14) 17.6%	139 (14) 17.6%	650 (15) 82.1%	3 (0) 0.4%
鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	508 (24) 100.0%	78 (2) 15.4%	430 (22) 84.6%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	508 (24) 100.0%	0 (0) 0.0%
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	752 (128) 100.0%	507 (28) 67.4%	245 (100) 32.6%	443 (78) 58.9%	443 (78) 58.9%	305 (50) 40.6%	4 (0) 0.5%
動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	9,630 (580) 100.0%	1,622 (107) 16.8%	8,008 (473) 83.2%	1,357 (58) 14.1%	1,357 (58) 14.1%	8,060 (451) 83.7%	213 (71) 2.2%
木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	37 (8) 100.0%	27 (3) 73.0%	10 (5) 27.0%	25 (0) 67.6%	25 (0) 67.6%	12 (8) 32.4%	0 (0) 0.0%
火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	322 (32) 100.0%	15 (16) 4.7%	307 (16) 95.3%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	322 (32) 100.0%	0 (0) 0.0%
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	76 (6) 100.0%	9 (4) 11.8%	67 (2) 88.2%	0 (0) 0.0%	0 (0) 0.0%	76 (6) 100.0%	0 (0) 0.0%

注1：2種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。

但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

注2：()は、補助者数(内数)である。

第5表 業種別委託者数、代理人数及び1委託者当たりの平均家内労働者数

業 種	委託者数			代理人数	1委託者当たり の平均家内労働 者数
	総数	製造・販 売業者	請負業者		
総数	9,499 100.0%	8,994 100.0%	505 100.0%	442 100.0%	13.1
食料品製造業	181 1.9%	179 2.0%	2 0.4%	15 3.4%	17.9
繊維工業	3,874 40.8%	3,549 39.5%	325 64.4%	152 34.4%	9.9
木材・木製品、家具・装備品製造業	124 1.3%	124 1.4%	0 0.0%	1 0.2%	9.9
紙・紙加工品製造業	471 5.0%	456 5.1%	15 3.0%	17 3.8%	15.8
印刷・同関連及び出版業	349 3.7%	338 3.8%	11 2.2%	12 2.7%	10.5
ゴム製品製造業	314 3.3%	299 3.3%	15 3.0%	18 4.1%	23.2
皮革製品製造業	288 3.0%	268 3.0%	20 4.0%	16 3.6%	8.3
窯業・土石製品製造業	154 1.6%	154 1.7%	0 0.0%	2 0.5%	8.9
金属製品製造業	381 4.0%	377 4.2%	4 0.8%	6 1.4%	10.1
電子部品・デバイス製造業	483 5.1%	467 5.2%	16 3.2%	6 1.4%	13.9
電気機械器具製造業	872 9.2%	829 9.2%	43 8.5%	13 2.9%	16.9
情報通信機械器具製造業	89 0.9%	84 0.9%	5 1.0%	3 0.7%	13.3
機械器具等製造業	579 6.1%	567 6.3%	12 2.4%	7 1.6%	12.1
その他(雑貨等)	1,340 14.1%	1,303 14.5%	37 7.3%	174 39.4%	19.5

委託者用

家内労働実態調査票

東京労働局

※ お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

この調査は、最低賃金改正のための審議会資料とするものです。それ以外の目的に使用することはありませんので、ありのままを記入してください。平成24年7月現在の状況について、該当するところに記入又は○印を付けた上、同封の返信用封筒で平成24年10月2日までに返送してください。

事業所名		記入担当者氏名	
所在地		電話番号	
主要取扱品		雇用労働者数	

A 貴社では仕事の一部を、家内労働者（内職として他人を使わず家族だけで仕事をする人）に委託（外注）していますか。

- 1 はい
2 いいえ⇒「いいえ」の場合、以下は記入する必要がありませんので同封の返信用封筒によりご返送ください。

B 家内労働者について

平成24年7月中に仕事を委託した家内労働者は何人ですか。

※平成24年7月中に委託をしなかった場合は、6月以前に委託をした1か月間について記入してください。

都内在住	男	人	女	人
他府県在住	男	人	女	人

C 委託状況、工賃等について

- 1 家内労働者の工賃（単価）を決めるとき、最も重視するものはどの事項ですか。1つ○印を付けてください。
- (1) 同業者の工賃（相場） (2) 法定の最低工賃 (3) パートタイマーの賃金
(4) 類似業務を行う雇用労働者の賃金 (5) 法定の最低賃金 (6) 売上げ・利益率
(7) 取引先との契約価格 (8) その他（ ）

2 委託する仕事の仕事量、工賃額、仕事の内容は、以前に比べて変化していますか。

(1) 仕事量について	約1年前と比べて	①増やした（ %）	②横這い	③減らした（ %）
	約3年前と比べて	①増やした（ %）	②横這い	③減らした（ %）

(2) 工賃単価について	約1年前と比べて	①上げた（ %）	②変わらない	③下げた（ %）
	約3年前と比べて	①上げた（ %）	②変わらない	③下げた（ %）

(3) 仕事内容について	約1年前と比べて	①大分変わった	②半分程変わった	③変化なし
	約3年前と比べて	①大分変わった	②半分程変わった	③変化なし

3 都内在住の家内労働者に支払った平成24年7月分の家内労働者一人当たりの工賃額はいくらですか。支払い額区分別に家内労働者数を記入してください。

①1万円未満	人	②1～2万円未満	人	③2～3万円未満	人	④3～5万円未満	人
⑤5～10万円未満	人	⑥10～20万円未満	人	⑦20～30万円未満	人	⑧30万円以上	人

(注) 人数の合計は、上記B「家内労働者について」の「都内在住」の人数と一致するようにしてください。

D 工賃単価及び出来高（作業量）について

1 次の品目、工程、規格に該当する作業を委託している場合、その工賃単価と1時間作業をした場合の平均予測出来高を教えてください。

品 目	工 程	規 格	工賃単価	1時間あたりの 予測出来高
電気部品（プリント基盤に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき ____円 ____銭	____個
プリント基板	部品の差し		1個につき ____円 ____銭	____個
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき ____円 ____銭	____個
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき ____円 ____銭	____個
	I Cの差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき ____円 ____銭	____個
		足の本数が30本以上のもの	1個につき ____円 ____銭	____個
	マスキング （後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅6mm以下、長さ30mm以上70mm以下について行うもの	1か所につき ____円 ____銭	____か所
コネクタ	差し （リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。）		1端子につき ____円 ____銭	____端子
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をハンダ付けすることをいう。）	1しんで、かつ、15cm以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき ____円 ____銭	____か所
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15cm以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき ____円 ____銭	____本
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき ____円 ____銭	____差し

2 前のページに記載されている品目、工程、規格以外の仕事を委託しているときは、その内容及び工賃単価、並びに、1時間当たりの平均出来高（作業量）を前記の要領で記入してください。

品 目	工 程 (見取図等で分かり易く書いて ください。)	規 格 (長さ、大きさ、部品 の点数等)	工賃単価 (単位及び 工賃額)	1時間当たり の 出来高(数量)

E 前記Dの作業のための工具を、家内労働者に支給していますか。 (はい ・ いいえ)
支給している場合、使用する工具名 () 工程名 ()

● 現在の業界の状況や、家内労働の委託状況等についてご意見をご記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

家内労働実態調査票

東京労働局

※ お忙しいところ大変恐縮ですが、電気機械器具製造業関係の家内労働（内職）を行っている皆様にご協力をお願いいたします。

この調査は、最低賃金改正のための審議会資料とするものです。それ以外の目的に使用することはありませんので、ありのままを記入してください。該当するところに記入又は○印を付けた上、同封の返信用封筒で平成24年10月2日までに返送してください。

A 性別と年齢（平成24年7月1日現在）をお答えください。

1 性別 男 女 2 年齢 _____ 歳

B あなたは、どのような形態で家内労働（内職）を行っていますか。

- 1 専業型（家内労働が世帯の主な収入源で本業としている。）
- 2 内職型（家計の補助として家内労働をしている。）
- 3 その他（ _____ ）

C 現在行っている家内労働の仕事の経験年数はどのくらいですか。（委託者が変わっても、同種の仕事を継続していれば、それも通算してください。）

_____ 年

D 平成24年7月中に行った仕事についてお答えください。

※平成24年7月に仕事がなかった場合は、6月以前に仕事を行った1か月間について記入してください。

（平成 _____ 年 _____ 月分）

- 1 何日間仕事をしましたか。 _____ 日
- 2 1日何時間仕事をしましたか。 ①長い時 _____ 時間 ②短い時 _____ 時間 ③平均 _____ 時間
- 3 1か月の工賃収入はいくらでしたか。 _____ 円

E 現在行っている仕事の仕事量、工賃単価、仕事の内容は、以前と比べてどう変化していますか。

(1) 仕事量について

約1年前と比べて	①増えた	②減った	③変化なし
約3年前と比べて	①増えた	②減った	③変化なし

(2) 工賃単価について

約1年前と比べて	①増えた	②減った	③変化なし
約3年前と比べて	①増えた	②減った	③変化なし

(3) 仕事内容について

約1年前と比べて	①大分変わった	②半分程変わった	③変化なし
約3年前と比べて	①大分変わった	②半分程変わった	③変化なし

F あなたが仕事をする上での必要経費（自分で負担する金額）は、1か月平均いくらかかりますか。

1 電気代 _____円 2 部品代 _____円
3 手工具代 _____円 4 その他 _____円 5 合計 _____円

G 工賃単価及びあなたの出来高（作業量）について

1 次の品目、工程、規格に該当する作業を行っている場合、その工賃単価と1時間作業をした場合の出来高数量を教えてください。

品 目	工 程	規 格	工賃単価	1時間あたりの 予測出来高
電気部品（プリント基盤に用いるものに限る。）	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき _____円_____銭	_____個
プリント基板	部品の差し		1個につき _____円_____銭	_____個
	部品の差し、折り曲げ及び切り		1個につき _____円_____銭	_____個
	部品の差し、折り曲げ、切り及び手はんだ		1個につき _____円_____銭	_____個
	I C の差し	足の本数が28本以下のもの	1個につき _____円_____銭	_____個
		足の本数が30本以上のもの	1個につき _____円_____銭	_____個
	マスキング （後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。）	テープの幅6mm以下、長さ30mm以上70mm以下について行うもの	1か所につき _____円_____銭	_____か所
コネクター	差し （リード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		1端子につき _____円_____銭	_____端子
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をハンダ付けすることをいう。）	1しんで、かつ、15cm以上の長さのシールド線について行うもの	1か所につき _____円_____銭	_____か所
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）	15cm以上の長さのシールド線について行うもの	1本につき _____円_____銭	_____本
スライドスイッチ	端子差し	単独又は2以上連結した端子	1差しにつき _____円_____銭	_____差し

2 前のページに記載されている品目、工程、規格以外の仕事をしているときは、その内容及び工賃単価、並びに、1時間当たりの平均の出来高（作業量）を前ページの要領で記入してください。

品 目	工 程 (見取図等で分かり易く書いて ください。)	規 格 (長さ、大きさ、部品 の点数等)	工賃単価 (単位及び 工賃額)	1時間当たり の 出来高(数量)

● 家内労働（内職）をされていて、困っていることやご意見等がありましたらご記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

◆ お忙しいところご協力ありがとうございました。

電気機械器具製造業最低工賃実態調査集計結果

- 1 調査対象時期 平成24年7月末
- 2 調査実施期間 平成24年9月18日～10月2日
- 3 調査実施方法 通信調査

4 調査の状況

(1)委託者調査

		調査件数 (A)	郵送不能 (B)	応答無(C)	回答件数 (D)	廃止等(E)	業種該当 (F)	最低工賃 該当(G)
今回調査	件数	53	0	4	49	25	24	7
	比率(%)				92.5 (D/A)	51.0 (E/D)	49.0 (F/D)	29.2 (G/F)

(2)家内労働者調査

		調査件数 (A)	郵送不能 (B)	応答無(C)	回答件数 (D)	廃止等(E)	業種該当 (F)	最低工賃 該当(G)
今回調査	件数	159	0	114	45	1	44	6
	比率(%)				28.3 (D/A)	2.2 (E/D)	97.8 (F/D)	13.6 (G/F)

- (注) A 調査票発送件数
 B 移転先不明等で郵便局より返戻された件数
 C $=A-(B+D)$
 D 調査票提出のほか電話連絡等何らかの連絡のあった件数を含む。
 E $=D-F$
 F 電気機械器具に係る委託又は家内労働をしている件数
 G Fのうち、最低工賃の設定されている品目、工程等に該当する委託をし、又は家内労働をしている件数

《委託者調査結果》

第1表－① 委託している家内労働者数(都内)

委託先家内労働者数(人)	1～3	4～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～99	100以上	無回答	計
委託者数	9	8	2	2	2	1	0	0	0	24

都内家内労働者数 計	260	(うち最低工賃該当の7委託者が委託する家内労働者数は102)
------------	-----	--------------------------------

第1表－② 委託している家内労働者数(他府県)

委託先家内労働者数(人)	1～3	4～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～99	100以上	無回答	計
委託者数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

他府県家内労働者数 計	16
-------------	----

第2表 工賃決定要素(1つ選択)

	同業者の工賃	法定の最低工賃	パートタイマーの賃金	類似業務を行う雇用労働者の賃金	法定の最低賃金	売上げ・利益率	取引先との契約価格	その他	有効回答計	回答なし
選択した委託者数(件)	6	4	3	0	1	1	8	1	24	0
率	25%	17%	13%	0%	4%	4%	33%	4%	100%	

第3表－① 委託量の変化

	増やした	横ばい	減らした	無回答	計
約1年前と比べて (件)	0	10	13	1	24
約3年前と比べて (件)	1	6	16	1	24

第3表－② 工賃単価の変化

	上げた	変わらない	下げた	無回答	計
約1年前と比べて (件)	1	22	0	1	24
約3年前と比べて (件)	2	22	0	0	24

第3表－③ 仕事内容について

	大分変わった	半分程変わった	変化なし	無回答	計
約1年前と比べて (件)	0	1	22	1	24
約3年前と比べて (件)	0	3	21	0	24

第4表 1か月の支払工賃額(平成24年7月分)

金額	1万円未満	1～2万円未満	2～3万円未満	3～5万円未満	5～10万円未満	10～20万円未満	20～30万円未満	30万円以上	計
家内労働者数(人)	33	69	44	85	26	3	0	0	260

最低工賃設定作業に係る単価・作業量(回答 委託者)

品目	工 程	規 格	金額(円)	1時間単位の出来高(個)	仕 事 量 について										工 賃 単 価 について										仕 事 内 容 について										
					約1年前と比べて					約3年前と比べて					約1年前と比べて					約3年前と比べて					約1年前と比べて					約3年前と比べて					
					増やした	減らした	回答無	増やした	減らした	回答無	増やした	減らした	回答無	増やした	減らした	回答無	増やした	減らした	回答無	増やした	減らした	回答無	増やした	減らした	回答無	増やした	減らした	回答無	増やした	減らした	回答無	増やした	減らした	回答無	
電気部品 (プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1	500	○																														
			1	720		○																													
			5	—		○																													
			1	500		○																													
			2	360																															
プリント基板	部品の差し	部品の差し、折り曲げ及び切り	5	—		○																													
			5	—		○																													
			5	—		○																													
			5	—		○																													
			5	—		○																													
コネクタ	ICの差し	足の本数が28本以下のもの	5	—		○																													
			4	125		○																													
			3	360		○																													
			5	—		○																													
			2	250		○																													
コネクタ	マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼るこという。)	テープの幅6mm以下、長さ30mm以上70mm以下について行うもの	1	360		○																													
			0.4	300		○																													
			0.8	700		○																													
			1~1.5	600		○																													
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてより、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端をばんだ付けするこという。)	1しんで、かつ、15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの																																	
スライドスイッチ	端子差し	15センチメートル以上の長さのシールド線について行うもの	1	400~500		○																													
			2	360		○																													

委託者の意見(通信調査)

①昨年は忙しく今年は暇と、非常に極端です。ただし一部の品物によりやく上向く兆しができました。来年は平年並になるとよいのですが。②受注している製品が30～40年経過しており、内職工賃を上げたいのですが現状では厳しい状況です。③何十年も弊社の仕事をしていただいている方々に大変感謝しております。よろしくお願いします。

①今年7月以降は注文も急に落ちこみ、経営もきびしい状態です。景気回復を願っています。

①東日本大震災以降、業界は大変厳しい状況となっています。②もう少し家内労働者さんへの委託数量を増やせればと思いますが、得意先も極限まで在庫数を減らしている様な状態ですので困っております。

①業界の状態はよくない。したがって数は減っている。

家内労働者を守るルールはあるようだが、我々のような中間層を守るルールはないのか？

①かなりわるい。②委託量1/2～1/3に落ちている。

①得意先メーカーが海外生産にシフトが続いて居り、受注量減が大きく非常に苦しい状況になって居るのが現状です。②それにつれて家内労働の仕事量も減ってきています。

①震災以降、節電傾向が進みLED化等の需要が多くなっている。②一方、家内労働委託については、一定の仕事量は確保しているものの今後増えていく要素は少ないと思われる。

①パートで短時間勤める人が増えて、求人を入れても家内労働者はあまり集まらない。又、業界の状況は非常に悪い。②日本に残っている仕事が少なくなっている。単価も安くたたかれてもやる人がいるので、どんどん受注単価を下げられている。③現在、赤字経営であり、会社を継続していく事に難しさを感じている。

委託者の意見(実地調査)

事業内容はヒューズ及びヒューズホルダの製造で少数ロット多品種の注文が多い。受注、売り上げは若干減少している。

委託状況は女性二名で変化なし。工賃は当社でもずっと変わっていない。最低工賃は三年ごとに見直しを行っているということだが、三年ごとに変えていくものでもないように思う。

事業内容は、電子部品、電気基盤等の組み立てを行っている。今年は廃業しようかと迷い事業継続したが赤字がまだ回復しない。パートの人達にやってもらうだけの仕事量が確保できず休んでももらわなくてはならない状況になっている。

業務内容、作業工程は20年位変わっていない。工賃も変わっていない。景況によって賃金も下がっている。工賃も下がってもいたしかたないのではないか。最低工賃を下げるという改正ができないなら現状維持でもやむを得ないと思う。

取引先としては大手電機メーカー。電源コードが主要製品だが、業況としては厳しい。価格的には中国が競争相手であるが、今までは海外製品と比べると日本製は品質で優っていたところ、日本が技術指導を行った結果、日本製と同等の品質のものが作れるようになってきている。

受注、売上は10年前と比べると半分以下になっている。コタツは斜陽産業で以前は年間300万の生産があったが今は無くなっている。電気毛布やカーペットはインドネシアで生産している。

委託する仕事量が限られているため、家内労働者数はほぼ横ばい。3年前と比較するとやや減少している感じだが、6年前と比較するとかなり減少している。内職者は最盛期と比較すると3分の1程度になっている。

最低工賃に該当する作業はほとんどなくなった。シールド線の加工についても今はない。車のアンテナ線に使うシールド線の加工があったが、今の車はカーナビ装備になってしまい、シールド線が使われなくなってしまった。

工賃を上げることは難しい。厳しい状況である。組合の賃上げ要求も厳しい状況である。

事業内容は機器内、機器間のハーネス加工が主であり、主な取引先は大手電機メーカーである。急ぎの物を5個作ってくれといったような注文が多く、大口は中国等に出されることがほとんどで国内は少量多品種の仕事になっている。

取引先のうち1社は中国向けの試作品の注文だけ。製造は中国に持っていかれると分かっているが、注文に応じざるを得ない。

最低工賃に該当する仕事自体、存在しなくなっているのではないかと。工賃はずっと変わっていない。工賃を上げる状況にはない。納入先からは価格を下げてくれという話しかこない。中国との競争で納入先から一方的に仕事を切られることもある。

《家内労働者調査結果》

第1表 性別及び年齢

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	計
男 (人)	0	0	0	0	1	0	1	0	2
女 (人)	0	0	4	14	3	13	6	2	42
計 (人)	0	0	4	14	4	13	7	2	44

男性平均年齢 (歳)	62.5	女性平均年齢 (歳)	56.2	全体平均年齢 (歳)	56.5
------------	------	------------	------	------------	------

第2表 家内労働の形態

専業型	3	内職型	37	その他	3	無回答	1
-----	---	-----	----	-----	---	-----	---

第3表 経験年数

年数	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上	無回答	計
人数	0	7	6	4	4	23	0	44

最高 (年)	40	最低 (年)	1	平均 (年)	12.1
--------	----	--------	---	--------	------

経験年数累計/(経験欄)有効回答家内労働者数

第4表-① 1か月の仕事量

日数	1日以上 5日未満	5日以上 10日未満	10日以上 15日未満	15日以上 20日未満	20日以上 25日未満	25日以上	無回答	計
人数	3	7	11	8	11	1	3	44

最高 (日)	25	最低 (日)	1	平均 (日)	13.4
--------	----	--------	---	--------	------

仕事日数累計/(日数欄)有効回答家内労働者数

第4表-② 1日の仕事量

	2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上 10時間未満	10時間以上	無回答	計
長いとき	0	2	15	10	10	0	7	44
短いとき	6	24	3	0	0	0	11	44
平均	0	15	16	7	0	0	6	44

最長	9	最短	0.5	平均	4.1
----	---	----	-----	----	-----

平均仕事時間累計/(平均欄)有効回答家内労働者数

第4表一③ 1か月の工賃収入(平成24年7月分)

	1万円未満	1万円代	2万円代	3万円代	4万円代	5万円代	6万円以上	無回答	計
人数	2	8	11	7	4	4	5	3	44

最高	(円)	90,000	最低	(円)	3,492	平均	(円)	32,794
----	-----	--------	----	-----	-------	----	-----	--------

第5表一① 仕事量の変化

	増えた	減った	変化なし	無回答	計
約1年前と比べて (人)	0	22	21	1	44
約3年前と比べて (人)	2	26	10	6	44

第5表一② 工賃単価の変化

	増えた	減った	変化なし	無回答	計
約1年前と比べて (人)	2	3	38	1	44
約3年前と比べて (人)	2	4	32	6	44

第5表一③ 仕事内容について

	大分変わった	半分変わった	変化なし	無回答	計
約1年前と比べて (人)	2	2	39	1	44
約3年前と比べて (人)	2	4	32	6	44

第6表 必要経費

	0 円	1円 ~99円	100円 ~499円	500円 ~999円	1000円 ~1999円	2000円 ~2999円	3000円 以上	無回答	計
電気代 (人)	0	0	1	1	2	3	1	36	44
部品代 (人)	0	0	0	0	0	0	1	43	44
手工具代(人)	0	0	1	0	0	0	0	43	44
その他 (人)	0	0	2	0	0	0	0	42	44

最低工賃設定作業に係る単価・作業量(回答 家内労働者)

品目	工程	規格	金額(円)	1時間単位の出来高(個)	仕業量について						工賃単価について						仕業内容について					
					約1年前と比べて		約3年前と比べて		約1年前と比べて		約3年前と比べて		約1年前と比べて		約3年前と比べて		約1年前と比べて		約3年前と比べて		約1年前と比べて	
					増えた	減った	変化なし	増えた	減った	変化なし	増えた	減った	変化なし	増えた	減った	変化なし	増えた	減った	変化なし	増えた	減った	変化なし
電気部品 (プリント基板に用いるものに限る。)	整形のうち、足の曲げ	2本のリード線について行うもの	1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			1円	—	③		③			③			③			③			③			③
	部品の差し		1円	500			③			③			③			③			③			③
プリント基板	部品の差し	ICの差し	1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			2円	—	③		③			③			③			③			③			③
			2円	—	③		③			③			③			③			③			③
			2円	—	③		③			③			③			③			③			③
			2円	—	③		③			③			③			③			③			③
	部品の差し、折り曲げ及び切り	足の本数が28本以下のもの	5円	—	③		③			③			③			③			③			③
			5円	—	③		③			③			③			③			③			③
			2円	500			③			③			③			③			③			③
			3円	—	③		③			③			③			③			③			③
			3円	—	③		③			③			③			③			③			③
コネクタ	マスキング(後付け部品のための穴にテープを貼ることをいう。)	足の本数が30本以上のもの	5円	—	③		③			③			③			③			③			③
			2円	—	③		③			③			③			③			③			③
			1円	600			③			③			③			③			③			③
			1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			1円	—	③		③			③			③			③			③			③
	テープの幅6mm以下、長さ30mm以上70mm以下について行うもの	テープの幅6mm以下、長さ30mm以上70mm以下について行うもの	1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			1円	—	③		③			③			③			③			③			③
シールド線	テープの幅6mm以下、長さ30mm以上70mm以下について行うもの	テープの幅6mm以下、長さ30mm以上70mm以下について行うもの	1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			1円	—	③		③			③			③			③			③			③
スライダスイッチ	端子差し	端子差し	1円	—	③		③			③			③			③			③			③
			2円	—	③		③			③			③			③			③			③

年齢	家内労働者の意見(通信調査)
81 歳	20年間単価が同じなので値上げして欲しい。
48 歳	細かい明細まで知らないでこのようなアンケートを頂いてもよくわかりません。(プリント基板一台あたりいくらでやっているため。)なので自分の仕事が適正なのかもよくわかりません。「最低工賃」の表に書いてない仕事(チューブにさすとかシリコンをぬるとか…)もあるので、結局計算が出来ず、会社から「一台¥55で!」と言われるままやっています。
42 歳	土曜日と日曜日と祝日は休みたいです。会社は休みの日なのに急ぎの仕事があると頼まれてやらざる得ない時があつて(休日手当も無いので)困っている。当日に急ぎの仕事がある時も困ります。前日に分かるといいと思う。1時間あたり540円で、パート・アルバイトの最低賃金も決まっています(824円位)せめて内職も700円位になればいいなと思います。
63 歳	仕事がある時とない時があるので、毎月同じ収入があるわけではありません。会社がいそがしい時だけ仕事をしています。

第11次最低工賃新設・改正計画(案)(平成25年4月～平成28年3月)

局名	最低工賃 11月30日現在	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		件	名	件	名	件	名
01 北海道	2		電気機械器具(改正)	1	男子既製服(改正)	1	和服既製(改正)
02 青森	3		電気機械器具(改正)	1	和服既製(改正)	1	男子・婦人既製服(改正)
03 岩手	3		婦人既製服(改正)	3			
04 宮城	2		男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	
05 秋田	2		通機機器用部品品(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	通機機器用部品品(改正)
06 山形	3		電気機械器具(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	和服既製(改正)
07 福島	1		電気機械器具(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	和服既製(改正)
08 茨城	3		電気機械器具(改正)	1	男子既製服(改正)	1	婦人・子供既製服(改正)
09 栃木	2		電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	和服既製(改正)
10 群馬	3		和服既製(改正)	1	婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)
11 埼玉	5		和服既製(改正)	2	電気機械器具(改正)	2	足袋(改正) 結製(改正)
12 千葉	1		和服既製(改正)		婦人既製服(改正)	1	婦人既製服(改正)
13 東京	3		和服既製(改正)	1	婦人既製服(改正)	1	電気機械器具(改正)
14 神奈川	3		スカーフ・ハンカチーフ(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	和服既製(改正)
15 新潟	5		作業工具(改正) 汚衣類・汚物(改正)	2	十日町既製(改正)	1	男子・婦人既製服(改正) 和服既製(改正)
16 富山	4		電気機械器具(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
17 石川	1		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
18 福井	2		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
19 山梨	3		電気機械器具(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
20 長野	2		電気機械器具(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
21 岐阜	4		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
22 静岡	5		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
23 愛知	4		和服既製(改正)	2	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
24 三重	1		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
25 滋賀	4		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
26 京都	2		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
27 大阪	4		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
28 兵庫	6		和服既製(改正)	2	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
29 奈良	1		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
30 和歌山	2		和服既製(改正)	2	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
31 鳥取	3		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
32 島根	3		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
33 岡山	1		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
34 広島	4		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
35 山口	2		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
36 徳島	1		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
37 香川	1		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
38 愛媛	1		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
39 高知	2		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
40 福岡	2		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
41 佐賀	3		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
42 長門	3		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
43 熊本	4		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
44 大分	2		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
45 宮崎	3		和服既製(改正)	3	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
46 鹿児島	1		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
47 沖縄	1		和服既製(改正)	1	和服既製(改正)	1	和服既製(改正)
合 計	123			40		42	

(注) 件名の後の()は予定する内容。